

一般社団法人 日本自動車美装工業振興会 入会等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本自動車美装工業振興会定款（以下「定款」という。）に基づき一般社団法人日本自動車美装工業振興会（以下「当会」という。）の入会・継続及び大会の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(特別会員)

第2条 特別会員は、既存の特別会員及び当会各支部の推薦と本部の承認を得るものとする。

(一般会員)

第3条 一般会員になろうとする者は、当会会費規程（以下「会費規程」という。）に定める会費を添えて、当会に入会申込書（様式1）を提出し、当会本部の承認を受けなければならない。

(賛助会員)

第4条 賛助会員になろうとする者は、会費規程に定める会費を添えて、当会に入会申込書（様式1）を提出し、当会本部の承認を受けなければならない。

(継続)

第5条 1、一般会員は、毎月、会費規程に定める会費を納入しなければならない。
2、賛助会員は、一年以内に、会費規程に定める会費を納入しなければならない。
3、特別会員は、当会本部の承認を得て継続できるものとする。

(任意退会)

第6条 1、一般会員及び賛助会員が、退会しようとするときは、当会に退会届（様式2）を提出することにより退会することができる。
2、特別会員が、退会しようとするときは、当会本部に大会届（様式3）を提出することにより退会することができる。

(除名)

第7条 1、会員が当会の運営に支障をきたすと判断した場合、本部は除名する事が出来る。
2、除名の場合でも、すでに納入された会費は返還されないものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表が別に定める。

附則

1、この規定は、平成27年4月1日から施行する。

一般社団法人 日本自動車美装工業振興会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本自動車美装工業振興会（以下「当会」という。）定款第8条第1項の規定に基づき、当会の会費について、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は、不要とする。

(会費)

第3条 会費は、次のとおりとする。
(1) 一般会員 月額 5,000円
(2) 賛助会員 年額 一口 10,000円

(会費の納入期日)

第4条 前3条の会費は、入会時に、当会に納入しなければならない。

(会員期間)

第5条 1、会員期間は一般会員は一か月毎の入金確認後一か月間、賛助会員は入金の確認後一年間とする。
2、会員継続は、一般会員は一か月毎に入金、賛助会員は一年後に更新申請と入金をもって更新とする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表が別に定める。

附則

1、この規程は、平成27年4月1日から施行する。